

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 1月12日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 1月12日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金子 恵
委員	安 部 都	委員	西岡 克之
委員	岩 永 政 則	委員	河野 龍二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議長	内村 博 法	副議長	山口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 議会の委任による専決処分について
- (2) 長与町議会議員政治倫理条例の見直しについて
- (3) その他

開 会 9時30分

閉 会 12時00分

○委員長（喜々津英世委員）

西岡委員が若干遅れるという御連絡はあっておりますが、定足数に達しておりますので、これから議会運営委員会を開会いたします。

本日は、事件番号1が議会の委任による専決処分について。2が政治倫理条例の見直しの問題。この2つを行いますけれども、まず、この専決処分の件ですが、前回、総務部の方に資料の提供を求めておりましたが、資料をいただいておりますので、まず、この件を事務局から説明をさせたいと思います。資料は2枚ありまして、1つは岩永委員から既設条例という表現はいかがなものかという件。それから、次に2枚目が条例改正の要因という表題になっておりますけれども、こういったものが専決事項に入りますよという説明資料であります。じゃあ事務局から説明をお願いいたします。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

それでは既設条例中の軽微な字句修正等の既設について、補足ということで資料をいただいております。議会の委任による専決処分事項の指定に係る専決処分事項中の既設という表現について、県内におきましては4自治体、下に島原市、諫早市、大村市、南島原市ということで既に指定をされてる所もあると。既設につきましては既に設置されているという意味で慣習的に使用されており、今回の依頼事項においては一般的な表現と思われましてということで回答をいただいております。めくっていただいて、趣旨に変更を及ぼさない程度の修正というのがどういうものを指すのかということで、まずこの表になっております条例改正の要因ということで、①から⑪まで。①は新たに制定するもの。次に目的を変更するもの。次に定義を変更するもの。次が手続きを変更するもの。次が対象要件や行政処分を行う際の基準を変更するもの。6番目が条例が定める料金等の具体的事項を変更するもの。ここまでが一応、法制サイドでは議決事項とすべきだということで、右側に議決事項ということで入れております。7番目が誤字脱字の修正ですね。こちらの方を専決事項とさせていただきたいという趣旨でございます。次に上位法の改正によりこれを引用する条例の内容や取り扱いに変更が生じるもので、具体的には次のような場合ということで、8、9、10、11とございますけれども、8番目が上位法の規定が厳格化、緩和されるなど内容が変わる、変更されることにより条例に影響が生じるもの。9番目が上位法に新たに条項が追加されその条項により条例の取り扱いに変更が生じるもの。この2つは議決事項とすべきと。それと10番目、上位法を引用する条の前で条例内容とは無関係な条が追加、削られることにより条ずれが生じるもの。それと、上位法の名称改正による引用法律名、名前の改正、この2つを専決事項ということで考えているということでございます。7番と10番と11番ですね。この表で7番と10番と11番を専決事項ということで案をいただいておりますけれども、めくっていただいて裏の方に行きますけれども、どういうものを想定するのかということで、まず7番ですね、⑦の誤字脱字等による修正。これは29年12月議会に上程されました議案第

76号で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で9号ですね。若しくは第2項の規定の規定によりと、規定を2回書いてしまっていると、これはもう単純な誤字の部分になります。だから、その規定の部分を消しますよというもの、こういうものを想定しておるといってごさいます。下に※印で書いておりますけども、及び、並びに、又は、若しくは、その他、その他の、など字句の意味内容や対象範囲等が変化する改正は議決事項とすべきと。中身が変わる、内容が変わる部分は専決事項には考えていないといふことごさいます。次に⑩上位法を引用する条の前で、条例内容とは無関係な条が追加、削られることにより条ずれが生じるもの、これは具体例といたしまして、29年3月議会上程の議案第7号長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例ということで、現行で56条第1項となっております社会福祉法ですね。こちらの社会福祉法自体がこの56条第1項の内容が条ずれで58条になったという場合の条ずれの変更を予定しておるといふことごさいます。これによって条例の内容が変わらないという前提で引用の条番号が変わるといふことごさいます。⑪が上位法の名称改正による引用法律名の改正。25年12月議会上程の議案第75号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということで、第6条第2項第8号中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律という法律名が被害者の保護等という、等が入って法律名が変わりましたといふことごさいます。現行のところから改正を見ていただくと、赤文字で等と入れておりますけども、法律の名称が変わったといふことでの改正。一応このパターンを条例の趣旨に影響を及ぼさない範囲、程度といふことごさいます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりました。まず1点目の既設についてということについては、先程県内の4自治体がこのような表現をしておると。10月25日に配った資料を見ますと、時津町もこの法令の改正云々というのがありますけれども、それまで入れると5自治体のうち、4つの自治体が既設条例中という表現の仕方であるといふことごさいます。基本的には本町の法制担当も適切であるといふ考え方のようにあります。

これについては岩永委員どうですか。

○委員（岩永政則委員）

異議なし。

○委員長（喜々津英世委員）

この既設という表現の仕方については、良いといふことごさいます承認をいただけますか。

（「異議なし」声あり）

ありがとうございました。この号は、この条文で既設条例中その趣旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正することといふことごさいます決定をしたいと思ひます。

次に、軽微な事項ということについては、7番目の誤字脱字等による修正と10番目、それから11番目、この3つが専決事項といふことごさいます考えておるといふことごさいます。

裏面には具体的な内容を例示をしてあります。これについて何かありましたらどうぞ。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

じゃあ、この既設条例中その趣旨に変更及ぼさない程度において字句を修正することについては、このままの内容でいきたいと思います。ありがとうございます。

次に、懸案でありました支払督促の申立てに係る訴えの提起とみなされることによって、最高裁の判例が示されているように、自治体が敗訴するという事態があると。これを回避するためということで前回、河野委員から資料も提供していただきまして検討をしておりましたけれども、これについても、総務の方に資料をお願いしておりましたので、これについて事務局から説明をさせます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

次のホチキス留めの資料になります。頭が、支払督促は督促異議の申立てによって議会議決が必要になりますというものになりますけども、上の方から読ませていただきますが、表記の件については昭和59年の判例であり、債権の研修等において一般的な説明事項として説明がなされていますということで、別紙をつけさせていただいております。後ろの方を先に見ていただきたいと思いますが、平成27年度の地方税特別研修ということで、県の総務部税務課の行った研修資料になります。めくっていただきますと、マーカーを引いたような所があると思います。（8）督促異議が出された場合の対応ですね、適法な督促異議の申立てがあったときはその目的の価額に従い、支払督促の申立てのときに、管轄の簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされると。民事訴訟法の395条ということでございます。それと下に行きまして、（9）が2つありますが、下の方の（9）ですけども、議会議決の必要性ということで、支払督促申立時には議会の議決又は専決処分は不要であるということ。もう1つは、ただし督促異議がなされ、訴えが提起されたとみなされる場合は、議会の議決又は専決処分が必要となるということで、後ろに資料があるということでございます。頭に戻っていただきまして、1番上の四角の所でございます。今お話ししたように支払督促の申立て時には議会の議決また専決処分は不要であるということ。先程資料で読ませていただいた所ですけども、ただし督促異議がなされ訴えが提起されたとみなされる場合には、議会の議決又は専決処分が必要となるということで、ここが1つのポイントということでございます。その下の地方自治法240条第1項及び2項という地方自治法の条文があるんですけども、債権について、2項になりますが、地方公共団体の長は債権について政令の定めるところによりその督促、強制執行、その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならないというふうに、町がしなければならないということで、督促及び強制執行の部分について、必要な措置を取る必要がございます。下の方に、その枠の下に書いておりますけども、これは前も御説明したと思いますが、債権は

公債権と私債権に分類され、税の滞納処分のように法律等に滞納処分できる旨の規定がある強制徴収できる債権と、その規定が無いため自力執行ができず、裁判所に対して支払督促の申立て等による手続きを行う強制徴収できない債権に2つに分かれると。今回の支払督促は強制徴収できない債権であり、本町においては公営住宅の使用料、水道料金、奨学資金貸付などが対象となるということでございます。○重要判例資料の事件の概要、これは、河野委員の方からいただいた事件の概要の部分になりますけれども、最初の部分を考えますと。X市はAの滞納市民税等を徴収するため、AのYに対する貸金債権を差押え、Yに対して支払命令、支払督促を申立てましたと。X市が徴収する対象が滞納市民税等ではなく、市民税のみであれば、X市は支払督促することなく、強制執行となります。したがって、この等という部分に、水道料金など強制徴収できない債権が入っているということと考えられます。その強制徴収できない債権については裁判所に支払督促を申立てなければならず、上記のような運びになったと考えられますということでございます。以前、私の方からも、この判例につきましては遡りがあるのではというお話はさせていただきましたけれども、長与町の債権管理、1番下になりますが、本町の運用において公法上の債権であっても、私法上の債権であっても生活困窮者や、差押え等を行うことにより生活困窮者へ陥る可能性のある人に対しては十分に調査検討し慎重に対応を行っております。そういった場合は、納付相談等により計画的な収納ができるよう、より良い解決策を模索しております。支払督促に移行する案件というのは原則として支払い能力があるにも関わらず納付しない人を対象とするものですということで、総務の方からはいただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、課長から説明がありました。いつも、私は言うておりますけれども、この裁判をする案件というものは、1番下の方に、支払督促に移行する案件というのは原則として支払能力があるにも関わらず納付しない人、全く取れないのに裁判を起こすということは基本的にやっぱり、それこそ経費の無駄遣いということになりますので。そういったことを対象としてありますよというのは、ここにも書かれております。以上、総務からいただいた資料、事務局からいただいた資料を基にして、もう一度議論を深めたいと思います。どなたかありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今、町の債権管理についての、原則として支払能力があるにも関わらず納付しない人を対象とするということだったんですが、以前に、お父さんとその息子さん公営住宅に住んで、お父さんが亡くなって息さんはフリーターかなんかで働けないで、それで困窮してるという状態で、しかし、それは裁判になったケースがあって、私達は反対したというふうに思ってるんですが、そういったケースで、やはりどこまでが支払能力があると認めてるのか、そういったケースもある訳ですよ。やっぱり困窮者に対して

も、そうやって、実際に私達はその途中経過は全く分からない状態で裁判に至ったというケースも以前過去にあったので、どこまでがその支払能力というふうに認めてるのかね。その辺りがちょっと分からないんですけども。

○委員長（喜々津英世委員）

これはもう私も当事者じゃないので、それをどうこうということは言えませんけれども、基本的に私が監査をしとるときに、もう裁判をしろという話はした経過がありますので若干は知っておりますけれども、まず1つはお父さんが借り主であったけども、亡くなった。息子さんは働きよったけど、結局、お金も、家賃も入れないという状況がずっと続いた。そして、もう今度は鈴木副町長、今の副町長が建設部長の頃ですかね。脅された。そういうこともあった訳ですよ。ですから、幾度となく訪問をし、電話で約束をしても約束が履行されない。しかもそういう逆に、訪問、収納の努力をする職員に対して脅しをかけると。そういったことがあったのでね。やっぱりそれはもうせんといかんよという話はしたことがある。ただ、支払能力という点については、多分、働いとるというだけで、他に不動産があったとかいうことはなかったろうと思いますけども。私の分かるとる範囲はその程度で。所管に聞かんと分からない。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

事務局から説明をいただいたんですけども、ちょっとよく分からないと言いますか、私が提出した資料の裁判のケースは、いわゆるこの訴えの提起をして、それで2週間の時間があって、その後、支払督促の時に訴えの提起になるというのは、この件は特異なケースだったというふうな説明なんですかね。ちょっとそこら辺がよく分からない。そこが1つと、僕は前回、これがね、実際僕もちょっとよく調べきれてないんで、どうなってるのかってよく分からないんですが、私が出した資料の中で、是非、そこを調べて欲しいと言ったのは議会の議決が必要であると、行政実例を変更しましたというふうな文言が入ってるんですよ。その行政実例がどう変わったのかっていうのがちょっとよく分からないです。行政実例ってちょっと見てみると、行政実例、昭和何年何月こうこうというふうな部分のそういう文言があるみたいなんですよね。だから、この最高裁の判決を受けて、行政実例がどう変わったのかという部分がちょっと、そういう所がちょっと分からないですね。どの辺がそういうように行政実例として変えたというふうになってるのかですね、そこがちょっと2つ、まずお聞きしたいというふうに、お分かりならば答えていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今の河野議員の御質問の部分ですけども、行政実例がこの最高裁判決を受けて変わったという部分につきましては、訴えの提起は議決事項ではないと、河野委員からいただ

いた資料で事件の概要という所がございますね。まずX市は、Yはと言って1番下の黒丸ですけども、X市は行政実例と同様、民訴法395でみなされる訴えの提起は地方自治法に定める訴えの提起ではないと主張したと。これ以前、この判決が出るまでは、行政実例では、この遡りは議決事項ではないという行政実例があった訳です。その状態でX市はそう思っただけですね。それまでの行政実例で主張をしたと。しかし最高裁判例が違う判決が出てしまったと。議決が必要だということで負けたという形です。この判決を受けて行政実例の方も議決が必要だと、その部分が変わったということがございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

地方自治法では、訴えの提起は議決が必要だというふうになってる。それが、この判決を受けてそう変わったという部分ではないですよ。行政実例ですからね。だから、議決事項の中には訴えの提起というのがずっとあった訳ですよ。地方自治法の中ですね。ちょっとまだよく分からない。申し訳ない。督促異議がなされ、訴えの提起がなされたときみなされる場合には、だから支払い督促ですね、督促異議の申立て部分が議会の議決が必要だとなってる訳ですよ。ちょっとそこら辺が理解できてないですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

私が以前、見直しの問題点という所で、四角枠の中ですけども、民事訴訟法の392条で町が支払督促の申立てをしますね、左側になりますけども、町の事務の流れは、民事訴訟法の支払督促、それと仮執行宣言の申立てというふうに。これはもう事務的に議決の必要なく流れるものがございます。ただ、このときも御説明しましたけども、債務者の方が、右の矢印になります、異議を申立てするとですね、民事訴訟法では、督促異議の申立てによる訴えの提起とみなすと、町の1番最初のスタートの部分ですね。そこを訴えの提起とみなすというふうに民事訴訟法がなっておるということで。392条ですね。私の資料で問題点という所で書いておりますが、後段の方になります、裁判所への支払督促申立ては議会の議決事項ではないということで、裁判の中で債務者側が議会の議決を経ない訴訟であると主張されると敗訴の可能性がある、これは最高裁判決のことを示しております。そのときも御説明して法の矛盾が生じるというお話をさせていただいたと思いますけども、こういうふうに言われる可能性がある。最高裁判決でも負けてる事例があるので、こういう事態を回避しないといけないということで御説明をさせていただいた経緯でございます。ですから、支払督促の申立てに係る訴えの提起については、先程の総務の資料でもございましたけども、議会の議決又は専決処分ということで、書かれておりますけども、この専決処分の部分で180条対応ができ

ないかということでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的に、例えば水道料金とか、要するに民法上の債権は強制徴収できないので、まず支払督促を起こして裁判所の債務名義を取得するという、法律用語になりますけれども、この債務名義を取得しないと法的措置は取れん訳ですよ、行政は。だから支払督促は議会の議決事項じゃないけれども、異議申立てがあつて遡って訴えの提起があつたとみなされれば、その段階で議会は臨時議会を開いたにしても、その申立てをした時に遡って臨時議会を開くなんてまずできん訳ですね。異議申立てをしたその日に臨時議会を開こうとしても、今の議会の運営ではできない訳です。そうするとどうしても異議申立てがあれば、支払督促の申立て日に遡って訴えがあつたとみなされれば、そこを突かれれば裁判で負けるというのが最高裁で出たからですね。それを回避するためには、支払督促申立ては議会の議決事項ではないけれども、富永課長が大村市の実例、これが多分1番新しい実例だと思うんですが、支払督促申立てに係る訴えの提起、和解、調停やったかな。これを入れ込んでおけば、そういう、裁判で敗訴するとか、あるいは裁判でまた長期化する、そういったことが防げますよという、そういう意味をずっと説明してきたつもりなんです、なかなか。要するに、我々は確かに町民のことも考えんばいかんけれども、基本的に町の健全な財政運営とか行政執行をできるようなシステムをやっぱり構築せんばいかんやろうと。そういう裁判の実例まであるのに、それを不備にしたまま条例を作るというのはやっぱり問題がありはしないかなと私個人は思つとる訳です。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

その説明は当初にさせていただいて、やっぱり僕はそこがちょっと矛盾があるなというふうにならなかつた訳ですね。地方自治法では、やっぱりその訴えの提起というのは議決が必要ですよ。ただそういう支払督促の流れからすると、遡ってそこが訴えの提起の日になるんだっていうふうなのが、これはやっぱりちょっと矛盾があると。矛盾がある中で、前も言いましたけど、全ての議会がそういう対応してるかという、そうじゃない訳ですたいね。本来そういう矛盾があるならば、やっぱり国の方も、こういう矛盾があるからこうしなさいという指導なりがあると思うんですけども、そこがずっと昭和59年から変えられなかつたっていうのは、やっぱり何らかのそういう対応があるのかなというふうにならなかつた。それが行政実例の中でそういう対応をするのかなと思つたら、それが行政実例の変つた部分ですよって言われたんですけども、これだと、ただし、督促異議がなされ、訴えの提起とみなされた場合には議会の議決又は専決処分が必要となるというふうにしてますけど、これだと変わりはない訳でしょう。結局、支払督促をして、督促異議が出ましたと。督促異議が出て訴訟となつた場合には、仮に、議決がしてないと。支払督促の日が議決の日だ、みたいな形になると、それは裁判では敗訴してしまうというふうになつてしまうんじゃないですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

今、河野委員が言われたとおりです。だから専決処分という話ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

いや、だから僕は専決処分が非常に、本来議会議決事項が必要だって法律にはなってる訳ですたいね。法律でなってる訳。だからそこを、その法律を回避するためにこういう手法がありますよみたいなのが非常に矛盾があると。本来ならば法律に基づいて全ての事をやっていく。ただここは、さっき言われる、そういう矛盾が出てくるから、そうしなさいとか、そうしとった方が良いですよっていうのは、これはやっぱり、まさに法の抜け道でね、行政側が法の抜け道を使っちゃいかんと僕は思うんですよ。行政側は法律をきっちり守っていくという対応をしないと。それは議会と行政が話し合って、この部分はもうちょっと法律もこうだったら実際負けてしまうんですよ。ですからここら辺はそうしとってくださいというのは、これは逆に訴えられる側からすると、それは何でそういうことしたとかと。いやこれは専決処分ですっていうふうにならね、そういう説明ではならないんじゃないかなというふうに思うんですけどね。

○委員長（喜々津英世委員）

今、河野委員の発言の中で、訴えの提起は議決事項ですよ。でも、支払督促申立ては議決事項でない訳です。だから、支払督促申立てが、異議申立てがあったときには訴えの提起があったものとしてみなされると。だからそれを、最高裁の判例、敗訴に基づいて行政実例を変えて、その場合の、回避するためには、支払督促申立てに係る訴えの提起という文言を入れとった方が、そういう、敗訴するとか、そういったことを回避できる訳です。だから、河野委員が言われる民事執行法、自治法とか、そういう法律の矛盾があると言われますけれども、我々はやっぱり、そういう法律の中で仕事をしていかんばいかん。考えていかんばいかん。それを変えなければ、これは認められんというのはまだちょっと私は問題が違うというふうに思います。他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

前回、この問題は出ておりましたね、今のように堂々巡りになりまして、行き着く所はどれも、收拾がとれないなと私は個人的に判断をしましてね、議決をしていけば良いんじゃないのという単純な発想で、この前は入れないようにしても良いんじゃないかという、その場を凌ぐための方法論として、発言を実はしましてね。一応それで収まっていたかなというふうに思うんですが、その後、私も知ってのように病気をしましてね。考える余地が出てまいりまして、病室でいろいろこう考えて、このことを。資料は持つ

て行ってなかったんですが、それなりに整理を頭の中でしながら考えた訳です。本来、公営住宅にしましても、それぞれ民間の施設がありながらも、公共の、町民の税金を使ってこの公営住宅棟を造って、できるだけ格安でそうした住居を提供するという、そういう趣旨でしておる訳で、本来、滞納をするような者というのは、本来ですね、もう入れるべきじゃないのじゃないかと。そういう人はですね。だから、当然納めてもらうことを前提に入居をしていく訳ですのね、奉仕団体ではない訳ですよ、自治体は。やっぱり一生懸命働いた税金の中から、そうした施設を造って提供している訳ですから、当然、滞納して、のうのうとしておられるような状態ではない訳です。したがって、それが滞納されたら、毎月でもですね、例えば今月が入ってなければもう来月に行って、それで督促をしていくべきである訳ですよ。それで納めてもらうのが本来ですね。だから、よく耳にしとったんですが、高いから納め切れないので納めないというような、そういう話も聞く訳ですが、以ての外というふうに私は理解をします。したがって、書いてあるように支払督促の申立ては不要である訳ですので、これはもう当然、督促をしていくと。ところが申立てがあった場合はですね、議会の議決が必要だということはありますけれども、そこに専決処分を挿入して、そしてスムーズな業務執行ができるような、住民の公平性を確保していくという視点からですね、これはもう、業務がどんどん進めて行かれるような、条件を整えてあげるのも議会の我々の責任じゃないだろうかというふうに考えましてね、そして考え方を変えまして、やっぱり入れるべきだというふうに考えておりましたので、良い機会でございますから、是非入れるようにしましょう。そうしますとね、まとまっていくんじゃないでしょうか。そういうふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私、決してですね、そういう人たちを野放しにして良いというふうに言ってる訳じゃないんですよ。そういう事例が出てくれば、訴えますというふうにちゃんと議会で提案して良いじゃないかと。これはずっと言ってるんですけど、議会もそれに答えて判断を示したらどうかと。それをわざわざ専決処分にする必要性は無いんじゃないかというふうに言ってるんですね。ここ後半、長与町の債権管理についてということで云々と、決して一方的にやってる訳じゃないと。事情を見てやってるというふうに説明が出来ますけども、この部分についても、私たちがきちんとやっぱりその訴えの提起をされたときに、そういう状況だというのは把握すべきじゃないかなと。そのチェックをね、手放しにしてしまうというのはやっぱり良くないと。議会の議決をちゃんと経ましよう。だから決して、そういう人を住まわせておいてよかですたいと、請求も何もかもするんじゃないというふうに言ってる訳じゃないです。そういう事例があるならどうぞ行政はきちんと対応して、訴えるなら訴えると、そういう議案を堂々と議会に出してね、議会もそれをちゃんと受けて、二元代表制の中で、議会がきちっとやっぱりそういう問題に対

応するというふうな姿勢を示すことこそ、僕は大事かなと。それが専決処分でやりましたと。こじれましたというふうになるのがやっぱり良くないというふうな判断です。だから、事故の補償の問題については、それは以前片づいた問題だとかそういう問題で、早急にやるべきだという面では議会の議決は省いても良いかもしれませんが、この部分についてはきちっと議会が対応して良いじゃないかというふうに言っている訳です。専決処分で議会の議決を手放さんでもいいんじゃないかというふうに言ってる訳ですから、決して岩永委員が不公平だとか、不公平とは言ってませんが、滞納してる人たちをそういうふうに住まわせておくというのは問題があると。問題があるならば議会の議決をきちんと経ましようというふうな考えですんで、是非そういうふうに理解していただきたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程出ておりましたように、1番最後に書いてある支払能力があるにも関わらずという、これはやっぱり、敢えて行政が書いてきた訳でしょ。それならば、もう少し分かるように、支払能力の考え方や、どういう状況なのかというのはやっぱり解説なりをして分かるようにしておくべきだろうと、我々もですね。そうしなければどう判断して良いか分からないということもありますのでね、その点は指摘をしておきたいと。できれば今日話をまとめていくなればこの辺りの、委員長もちょっとコメントされましたけども、それは我々、私もコメントをしても良いんですが、それはもう個人のコメントですからね、行政が出したものは行政が明確に、我々が不明に思えば来てもらって、ちょっと5分でも説明をしていただければ、理解できるんじゃないかなと思いますので。委員長、配慮いただければ。今日もう決着をしようということであればですね。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も岩永委員が言われるように、長与町の債権管理の問題というのは、大変申し訳ないですけど行政を穿って見れば、先程言われるように判断基準というのは明確じゃない訳ですたいね。誰でも分かるような、一般町民がこういう状況だからこの人はこうしましたというふうなね。分からない訳ですたい。今回こういうふうに出ましたけども、この基準って別に法律で定められている訳でもない、条例にある訳でもない。だからこの基準がどう変わっていったかもよく分からなくなる訳ですたいね。この時点ではこういうふうな考えでやるかもしれませんが、いずれ、じゃあ、多少無理でも訴えようというふうな動きになるかもしれない。やっぱり私達が懸念せんばいかんとはそこじゃないかなと。私達がきちんとチェックするのは、そこではないかなというふうに思うんですよね。行政が行政なりの基準に基づいてちゃんとそういうふうやってるかどうかと

いう部分をやはりきちんと判断できる材料がないと。行政の判断でしました。それが専決処分でやられましたというのは、やはり非常に危険かなというふうに思いますので、何度も言いますがやっぱりそういう部分が明確にされてない基準というのが、果たして本当に良いとかなど。その基準がいつどう変わるかというのも分からないし、そういう部分もやっぱり明確にしていくべきじゃないかなというふうに思う訳ですね。今日決断するというふうな、そういう言われ方をされてるんですけども、僕はこれができるものなのかどうなのか分からないですけど、もしこういう部分も含めた条例にするなら、一定の、判断できるような、ここはこういうふうにはできませんよっていうふうな規則なり運用方法なりをね、付けられるかどうか分からないですよ。今ちょっと思いついたんで。でもそういう明確な部分を、例えば、他の文言でも、そういう、可能性が出てくると思うんですね。その語句の訂正なんかも、今回はこういう基準でしましたけども、この基準がずっとついて回るかということ、今議会のこの議員だけしか分からない部分が出てくると思うんですよ。そういう部分が条例改正も、こういう部分が軽易な字句の修正ですよっていうのをきちんと他にも、この条例に、条例を見たときに分かるように、そういう部分もつけておくべきじゃないかなと、そうしないと我々はいいかもしれないけども、今後の長与町の議会が、いやそこまで何でできるんだというふうな判断を示すかもしれませんので、そういう部分もつけておくべきじゃないかなと。だからこういう、仮に訴えの提起の部分で出てきたにしても、これも明確にそういう部分を説明するなり、そういう条件を付すというふうな部分が必要ではないかなというふうに思いますね。

○委員長（喜々津英世委員）

また河野さんに反論するようですけども、まず、議会の権利でないものを、議会に認めさせろというのが河野さんの意見。私はそういうふうに思いますね。冒頭言われたように、要するに、訴えの提起がじゃない訳ですよ。支払督促の申立てです。だから、それは議会の議決事項ではないということはここにも書いてある訳ですから、ないものが途中で異議申立てのために訴えの提起があったとみなされるので、それを回避するためにやりましょうと。決して、初めから訴えの提起じゃなくて、債務名義を取得するためには支払督促の申立てをせんと、手続上どうしようもない訳です。強制徴収権が無い訳ですから。そこをやっぱり理解をしていただかんと、議会の議決権をそこまで拡大しろというのは、多分自治法でもそういう規定が無い訳ですから。だから今ある自治法とか民事執行法とか、その範囲内でやらざるを得んでしょうというのが、さっき私が言った内容なんですけれども。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程、安部委員も言われましたけど、前回そういう事例がある訳ですたいね。あれは立ち退き、督促の支払命令もそうだったですかね、両方ですかね。だから、やれてる訳ですたいね。あれは支払いの督促をしたかどうかちょっとよく分からないですけども、

前回はそうやって家賃の支払いと立ち退きを要求する議案を提案してる訳ですたいね。だから、僕はできるんだらうと思うんですよ。その支払督促はしたかどうかよく分からないですけども、だから、前例もありますから決して、じゃあ次からは支払督促したらそこがそういうふうな日になってというふうな、議会の議決日が遡ってというふうにはならないというふうに思うんですよ。それができてる訳ですから。だから、やれてることならば、ちゃんと議会に提案して、そういう判断を示して良いじゃないかというふうに言ってるんですけど。だから、決してできないことを言ってる訳じゃない。今までできてることを、今までどおりやったらどうかというふうに言ってるつもりですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開します。場内の時計で10時40分まで休憩をいたします。

（休憩 10時23分～10時38分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

まだいろんな疑問点がありますけれども、もう随分この件は議論をして、どこまで行っても、JRの線路じゃないけども、なかなか全会一致というのは難しいのかなという気がいたしております。いかがいたしましょう。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この支払督促の関係を入れるとなれば、どんな表現になっていく訳でしょうか。前は町営住宅の家賃の支払い又は明け渡しに係る訴えの提起、和解、調停。これを抹消したですね。ところがそれらを生かしていくとなると、どう表現をしていくんですか。例えばですね。これは事務局かな。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

条文の表現の仕方、その部分につきましては、今日資料でお示しをしております、見え消しでごちゃごちゃとなっておるものがあると思います。今日の資料の1枚目ですね。そういうふうな形で今までの経過を分かるようにお示しをした、委員長が作っていた資料になりますけども、これを一旦、この消した部分とか全部きれいに無くして、残ってる部分だけで一旦示させていただきます、この表現をどうするかっていうところをもう1回詰めたと思います。今の段階でここをどう表現するというよりも、この支払督促の部分を入れるのか入れないのかということを決めていただければ。入れるとなれば、支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関する事、大村市に倣った

ような形を考えてはおりますけども。そこに金額をかませるのか、かませないのか、そういう部分はまた検討していただく必要があると考えています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、課長が説明した資料は、この1枚ものの今まで協議をしてきた結果の表の中程の※印の所の表現が、これは大村市の例に倣って、課長から紹介があった分ですね。

山口副議長。

○副議長（山口憲一郎議員）

随分話し合いもして、それぞれの意見を聞けばなるほどなところもありますけども、今のお話の中で、入れ込んでですよ、話し合いをしてもここではもう話が見つからない、いくらしても。それでもうこの辺で私は、本当は全会一致が本当ではあろうかと思うんですけども、もうそろそろもう賛成、反対でも良いんじゃないかなと思いますので、委員長にそういった方向で進めていただければと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございます。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

ちょっと河野議員に確認したいんですけどね、一つは支払能力がある人についてね、この支払督促をするというのがまず大前提になってる訳ですね。それから2点目は、最高裁の判決というのは議会の議決又は専決処分ってなってますね。専決処分もできるというふうになってる訳ですね。そうすると専決処分というのは報告が必要なんですよ。いくら専決処分といってもね。議決権は無いんですけども。その報告した内容で、チェックはできる訳ですね、議会として。状況の把握はですね。そういったところと、それからこういう場合はかなり特殊なケースだろうと思うんですよ。だからそういう意味では、そういったところを河野議員、やっぱり議決が必要かということになる訳ですけども、その辺りもう一遍考え方をお聞かせ願えればなど。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

やはり、町長と議会の二元代表制というふうな、そういう意味では、私はやっぱりただ議決権というのは守らんばいかんやろうというふうに思うんですよ。それはやはり、行政が独善的になったり、先行的になったらいかんと。そこにはやはりきちんとチェックをする、抑制するというふうな働きを持つという意味では議会の議決権を縮小してはならないと思うんですよ、本来ならば。だから、やっぱりそういう意味では。今回、専決処分の拡大をするという意味で、一部広げた部分というのは本当にやむを得ないというふうな部分だから良いんじゃないかなと思うんですけども、やっぱりこの問題というのは、じゃあ軽易な事項かというふうになると、私は決してそうではないと思

うんですね。やっぱり訴訟までになると、いわば相手の生活権を奪う形になる訳ですた
いね。ここで支払能力があると言うけども、実際じゃあどうなのかというのはもう、本
当私達は分からない状況の中で、そういう意味では、住民の生活権を奪う可能性もある
という意味では、やはり議会在きちんとチェックして、やっぱりそこで判断を示すとい
うのが大事だと思うんで、僕はそれはいろんなケースがあると思うんですけども、ここ
で言われてるように、専決処分ができるという条件というのは幾つかあって、議会在開
けないときだとかってそういう部分でしょうから、ですからこういう問題については議
会をきちんと開いて議案にして、議会の議決が僕は必要だというふうに思ってますんで、
そこはちょっと変わらないというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

これはもうどこまでいっても、基本的には、議会在与えられた議決権を逸脱した議決
というのありえない訳ですね。支払督促申立ては議決権の範囲外である。これが大前提
でありますので、その意味を取り違えると、将来裁判に変わるかもしれないけれどもと
いう、そう変わるなら初めからもう議決をせろというのが河野委員の考え方だろうと思
うんですが、それは議会在与えられていない権限であるということも、理解をやっぱり
しなければいかんと思います。私としてはもうここで一旦、議運としての考え方をまと
めたい。全会一致はなかなか難しいのかなというふうに思っております。それで、先程
からちょっと話が出ておりますように、11月21日に富永課長から前の町営住宅の家
賃の支払い又は明け渡しに係る訴えの提起、和解及び調停、これを外すのであれば、こ
れも踏まえて、司法上の債権は徴収の一連のそれを担保するために、大村市の例を入れ
た方が良く。これは行政実例にも適ったやり方だというふうにありました。そこで、
この1枚ものの1番右上に30年1月12日議会在運営委員会とした条例の案を示してお
り、この中程の、ちょうど中程に、注1の5段下、支払督促の申立てに係る訴えの提起、
和解及び調停に関する事という条文を入れ込むということについて皆様方の、ここで
採決を諮り、その上で、先程富永課長が言いましたけれども、全体としてこれをきちん
と作り直した段階で、また皆さんにお示しをしていくという考え方でやらしてもらいた
いと思います。それでは、先程言いました支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及
び調停に関する事というものを、この条文の5に。一応今4号がありますので、5号
に入れるか4号に持ってくるかですけれども、最終的にこれは後で決めたいと思いま
すが、この条文を入れるということに対して採決をとりたいと思います。

御異議ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は当初から申しましたように、先程議長から考え方を示せということだったんで、
そこでも申しましたように、やはりこういう訴えの提起だとかというのはもう決して軽
易な事項ではないと。町長の専決処分の事項ではないというふうに思いますし、地方自

治法に認められてるように、議決事件だというふうに判断しますんで、その文言を入れることについては反対したいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他に御意見ありませんか。意見が無いようであれば、これで採決をしたいと思います。先程言いました、支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関することの文言を5に挿入することについて賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成多数）

賛成多数。

これを入れ込むことにいたします。

なお、これはまた後で整理をますけれども、当然全員協議会にお諮りをします。河野委員の提言等については十分そこで反映をまたさせて、十分説明をしていくというふうに考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

それと最後にもう1点ですが、修正した第5号、1番下の法第7条の規定による廃置分合に基づく云々というのを書いておりますけれども、その下に注意書きで、この条文については町長の依頼もあってない訳ですよ。だから、町長の依頼があつてないものをわざわざ議会が取り組む必要は無いというふうに委員長としては考えておるんですが、皆さん方の御意見を伺いたいと思います。そして、この件については県下の自治体の中でも、これを入れるのは松浦、長与、時津、川棚。ここ以外はもう入れてない訳ですよ。ですから、入れてないということは見直しがあつてないということだろうと思うんですが、これを削除したいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは現在の5号、「法第7条の規定による廃置分合に基づく長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減とこれに伴う規約の変更に関する事。ただし、廃置分合関係市町村が長崎縣市町村総合事務組合の構成市町村である場合に限ることとする」という条文については、削除するという事で決定をいただきました。ありがとうございました。

そしたら一応、随分長く協議をしていただきましたけれども、町長の専決処分事項の指定に関する条例案については、これで整理をして、全員協議会に御提案をするということにしたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

整理する委員会を開くんですよね。その整理したのをすぐ、我々見ずに、全員協議会に提出する形になるんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

実はまだ議長の了解を得てないんですが、郡の議長会の研修会が1月26日でしたか

ね。午後から開催をされますけれども、その日の午前中にもし良かったら全員協議会を開催させていただいて、専決処分の問題、倫理条例の途中経過等について説明をし、報告をしたいというふうに思ってるんですが、議長いかがでしょうか。午前中。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開したいと思います。今日の委員会が午後からつかえるという方が多くて、午前中に終わりたいと思いますので、次の議会運営委員会を1月19日、1週間後ですね。1月19日にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは1月19日に議会運営委員会を開く。26日の9時半から全員協議会で報告と提案をさせていただくことにしたいと思います。

それでは引き続き、政治倫理条例、あと1時間程度になりましたけれども、前回、第4条政治倫理基準までは一定の合意が得られたというふうに思っております。第5条が請負等に関する遵守事項ということだったんですが、岩永委員の方から館山市の実例を示していただいて、簡潔な表現の仕方があるということを御紹介いただいた。今日の資料の左側の方に、館山市の例、加賀市の例、福岡市の例を掲げております。私もこれを作りながら、あまりにもいろいろごちゃごちゃし過ぎとるなというきらいもあった訳で、これについて一応、左側の枠の中に簡略化案ということで、福岡市を参考に一部文言追加ということで、議員その配偶者若しくは扶養する親族又はこれらの者が実質的に経営に携わる法人は地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑惑の念を生じさせないようにするため、町（教育委員会を含む）が行う請負契約等又は当該請負契約等の下請負若しくは再委託に関する契約を辞退するように努めなければならないと。この程度で収めたらどうなのかなということ考えてまして、今日初めてですが、御提案をさせていただきます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本日は、これで終わりたいと思います。確認をさせていただきたいと思います。この倫理条例の件は、5条からずっと始まりましたけれども、まだそれぞれ意見を出し合っただけで、特段こうしようというものは無かったと思います。ただ5条の請負等に関する遵守事項については簡略化案ということをお示しをしましたけれども、概ねこれということで承認をいただいたと思っております。あと、審査請求については議員にあっては2人以上で良いんじゃないかという意見がありました。私も、今の動議の状況等を考えれば、それが良いかなと。そういう形で進める。あとまた、それぞれこの審査会の

問題は、今議長も富山の事例を資料いただきましたので、私も見させていただいて、また事務局と副委員長とも協議をして、次の委員会に備えたいと思います。

確認をいたしますが、次の委員会を1月19日金曜日9時30分から。そして1月26日に郡の議長会の研修会が南交流センターでありますけれども、その日の午前中に9時半から全員協議会を開くということで御確認をさせていただきました。これによって進めていきたいと思います。本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 12時00分)